

# 港湾管理分野に関する機能の素案について ( 港湾関連データ連携基盤 : Cyber Port™ )

---

# 第2回WGでの主な意見と対応状況・方針

概要	主な意見	対応状況・方針
1. デモンストレーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの構築にあたり、プロトタイプができた段階でデモンストレーションしてほしい。</li> <li>・港格によっても手順が異なるので、例えば重要港湾以上と地方港湾で画面を分けることが可能か知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度～令和4年度のシステムの設計・構築にあたり、<u>適切なタイミングでデモンストレーションを行い、関係者からの意見を反映予定。</u></li> </ul>
2. 全体の流れの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なるシステム化に注力せず、業務の全体の流れを見てほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の機能の素案に関する検討結果をもとに<u>関係者へのヒアリングを行い、<u>手続業務及び統計業務の実態について、全体の流れを把握し、システムの業務範囲等を具体化予定。</u></u></li> </ul>
3. インフラ情報との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続の電子化にあたり、図面のデータについては是非、連携・統合を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾・施設情報や地図情報等を電子化する<u>港湾関連データ連携基盤(港湾インフラ分野)との連携を図る。</u></li> </ul>
4. 機能の場合分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続の電子化にあたり、件数・頻度の多いものとそうでないものとで機能の場合分けが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の実態把握調査において、港湾行政手続の体系整理を行い、手続毎の対象港湾管理者数や年間件数を把握。</li> <li>・今後、当該結果をもとに<u>関係者へのヒアリングを行い、機能の場合分けを検討。</u></li> </ul>
5. システムの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的に、官民両側における事務の軽減と利便性の向上、システムに係る使用料の低減が実現されることを希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾行政手続の電子化や調査・統計業務の効率化に向けて、<u>関係者に使ってもらえるようなシステムとするよう、今後も関係者の意見を集約しながら構築を進める。</u></li> </ul>
6. システムの周知及び仕様の早期公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの導入について、広く周知いただけると、一般にも認知が高まると思う。</li> <li>・社内システムとの連携を図るところもあるかと思うので、早い段階で仕様を公開してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾行政手続の電子化や調査・統計業務の効率化に向けて、<u>全国的な周知を行って参りたい。</u></li> <li>・<u>システム間連携に必要な仕様等について、システムの稼働に先立ちなるべく早期に検討・公開するよう努める。</u></li> </ul>

※ 令和2年12月4日第2回サイバーポート検討WG(港湾管理分野)における構成員からの主な意見を抽出。

※ 独自システムの連携等、第1回WGの主な意見と重複する内容については記載を割愛。

# 港湾管理分野に関する検討状況とスケジュールについて

- 港湾に関する全ての情報を電子化する「港湾関連データ連携基盤」※のうち、港湾管理分野は「港湾行政手続の電子化」及び「調査・統計業務の効率化」を図るシステムである。
- 令和2年8月の第1回WG以降に実施した全国の港湾管理者及び関係民間事業者に対する調査の結果等をもとに、今般、令和2年度の検討結果として、システムが備えるべき機能の素案をとりまとめた。
- 今後、機能の素案を元に関係者へのヒアリングを進め、令和3年度の上半期を目途にシステムの要件を具体化し、下半期以降にシステムの設計・構築を開始する予定。

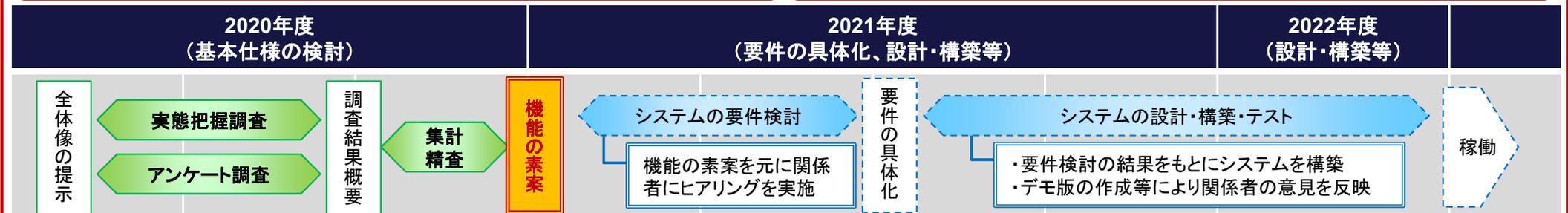


## ○港湾行政手続の電子化

- ・港湾管理者関連の全ての手続を対象とする。
- ・港湾管理者による手続様式の編集機能を備える。
- ・データ活用による作業の簡素化や添付書類の提出が可能とする。
- ・施設の空き状況表示、仮予約、料金表示等の利便性機能を備える。
- ・港湾インフラ分野と連携した機能を提供する。
- ・自宅や外出先等、場所を選ばず利用できるものとする。 等

## ○調査・統計業務の効率化(電子化)

- ・基幹統計である港湾統計に係る調査等を対象とする。
- ・各港湾管理者による調査票様式の編集機能を備える。
- ・手続データの活用により、調査票への入力作業を軽減可能とする。
- ・調査票情報の精査や統計の作成作業を省力化、自動化する。
- ・調査票/集計表データを一定期間保管し、出力可能とする。
- ・独自の集計システムとの連携を図る。 等



※令和2年度時点における機能の素案であり、今後、関係者へのヒアリング等をもとに精査・調整を行う。

# 港湾行政手続の電子化機能の素案

- 港湾行政手続のうち、入出港届や係留施設使用許可申請等については、NACCS(旧港湾EDIシステム)により電子申請が可能となっているものの、利便性等の観点から、依然として紙ベースで手続を行うケースが存在。
- 行政サービスの質の向上や新型コロナウイルス感染症対策などの観点から、我が国全体で行政のデジタル化を推進することが重要である。全ての港湾行政手続の電子化を図るため、NACCSと一体となって、システムの対象手続の拡大及びシステムの利便性の向上の両方を達成することが必要である。

現行NACCS(第6次)

港湾関連データ連携基盤の取組

次期NACCS(第7次)

## NACCS対象手続(紙手続も依然存在)

船舶入出港関連	入出港届 入港料減免・還付申請
船舶動静関連	船舶運航動静通知
港湾施設関連	係留施設使用許可申請 海側施設(船舶給水施設、船舶廃油処理施設、ひき船、渡船橋)使用許可申請 陸側施設(荷役機械、上屋、荷さばき地・野積み場、コンテナ用電源)使用許可申請

## NACCS対象外手続(紙手続)

港湾施設関連	水域施設(泊地、船溜まり)使用許可申請、臨港交通施設(駐車施設、運河、道路等)使用許可申請、港湾厚生施設使用許可申請、港湾管理施設(事務所、管理棟等)使用許可申請 等
港湾区域関連	水域・公共空地占用申請、土石・土砂採取申請 等
臨港地区関連	臨港地区内の行為の届出、臨港地区内の構築物建設の申請 等
その他	使用料・占用料関連手続、工作物設置関連手続、港湾環境整備負担金関連手続、埋立等関連手続 等

## (NACCSと一体となった取組)

### 【システムの対象手続の拡大】

- システムの対象を現状のNACCS対象外手続まで拡張し、全ての港湾行政手続を電子化する。
- 民間事業者による申請・届出に加え、当該申請等に対する港湾管理者による処分・受理の通知も対象とする。
- システム上の手続様式の項目については、各港湾管理者が個別に編集・設定可能とする。
- 港湾管理者と国土交通省港湾局との間における手続も対象とする。
- 添付書類データの提出を円滑にシステム上で実施できるものとする。

### 【システムの利便性の向上】

- 申請にあたり過去の申請データを活用することが可能とする。
- 対象施設の空き状況等を表示可能とする。
- 対象施設の仮予約や港湾管理者による自動応答が可能とする。
- 対象施設の使用実績を入力可能とする。また、当該情報等から施設の利用料金を算出し、申請者に表示可能とする。
- 港湾関連データ連携基盤(港湾インフラ分野)における港湾・施設情報や位置図、区域図等の地図情報との連携を図る。
- 蓄積されたデータを集計・加工し、統計データとして出力可能とする。
- 自宅や外出先等、場所を選ばず利用できるシステムとする。
- 会員登録手続や操作、画面レイアウト等について、システムに不慣れな者、利用頻度の少ない者にも配慮する。システム補助機能を充実する。
- 各港湾における独自のシステムとの連携を図る。
- 港湾に関連する民間のサービス/アプリケーションとの連携を図る。

### 【システム更改】

- 第7次NACCSについては、2021年度よりシステムの開発を開始し、2025年度の第3四半期以降、システムを稼働予定。
- 港湾関連データ連携基盤の取組については、このNACCSの更改に関する取組と調整を図り、一部は第7次への更改時に反映することを検討。
- 今後、NACCSセンター等の関係者と調整を行い、具体的内容についての検討を実施。

# 港湾行政手続に関する実態把握調査の概要及び結果

○令和2年8月末～10月にかけて、港湾行政手続の体系整理及び電子化に向けた検討の基礎資料とするため、国土交通省港湾局より全国の港湾管理者に対して、港湾行政手続に関する実態把握調査を実施。

## 調査概要

- 調査対象：全港湾管理者（166者）
- 調査方法：港湾行政手続の実態を把握するため、下記の調査内容に関する質問票を送付。
- 調査内容：港湾行政手続に関する以下の内容
  - ・（基本情報）
    - 手続名称、根拠条例、担当部局
  - ・（申請情報）
    - 申請様式、申請件数・手段、押印要否、添付書類の有無
  - ・（受理・処分情報）
    - 通知様式、通知手段、押印要否、添付書類の有無、保管媒体 など

## 回収結果

○回収率                   ： 99% (165/166)   ※令和3年3月25日時点

# 港湾行政手続の体系整理

○港湾行政手続に関する実態把握調査(令和2年8月末～10月)について、全国の港湾管理者より集約した港湾行政手続を以下の通り分類。本分類を基本として、今後の港湾行政手続の電子化に関する検討を行う。

## (大分類)港湾施設

### 水域施設

- ・泊地使用申請
- ・船溜まり使用申請

### 臨港交通施設

- ・駐車施設使用申請
- ・運河関連申請
- ・道路使用申請
- ・鉄道基盤施設使用許可申請書

### 保管施設

- ・貯木場関連使用申請
- ・危険物関連許可申請

### 旅客施設

- ・待合所使用申請
- ・旅客施設使用申請

### 船舶役務用施設

- ・給油施設関連使用申請
- ・船舶保管施設使用申請
- ・電機施設使用許可申請

### 港湾環境整備施設

- ・港湾環境整備施設使用申請

### 港湾厚生施設

- ・港湾厚生施設使用申請

### 港湾管理施設

- ・港湾管理施設(事務所等)使用申請
- ・港湾管理施設(コンテナターミナル管理棟)使用申請

### 港湾施設用地

- ・港湾施設用地利用関連許可申請
- ・船着場地利用関連許可申請
- ・ふ頭用地使用許可申請

### 移動式施設

- ・人道橋・可動橋等施設使用許可申請

### その他(港湾施設)

- ・港湾施設(共通)使用申請
- ・港湾施設(滅失・損傷)等届
- ・港湾施設等の(目的外)使用申請
- ・港湾施設占用許可申請
- ・港湾施設行為申請

## (大分類)港湾区域

### 港湾区域内の水域又は公共空地の占用

- ・水域・公共空地の占用に関する申請

### 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

- ・土石・土砂採取に関する申請

### 港湾区域内の水域又は公共空地における港湾施設の建設又は改良

- ・港湾施設の建設・改良に関する申請

### 港湾区域内の水域又は公共空地における港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える行為に関する申請

- ・港湾区域内における行為に関する申請

## (大分類)臨港地区

### 臨港地区内における行為

- ・臨港地区内における行為に関する届出

### 臨港地区内における構築物建設

- ・臨港地区内における構築物建設に関する申請

## (大分類)その他

### 使用料・占用料関連手続

- ・使用料・占用料減免(免除)申請
- ・土石・土砂採取料減免(免除)申請
- ・係留施設使用料減免(免除)申請
- ・給水料の補助申請

### 権利に関する手続

- ・権利譲渡に係る許可申請

### 港湾環境整備負担金手続

- ・港湾環境整備負担金申請

### 埋立等関連手続

- ・埋立免許申請等

### 工作物設置関連手続

- ・工作物設置許可申請
- ・工作物設置(廃止・変更・移転等)申請

### 制限区域内立入等手続き

### 通行・通航許可に関する手続

### くん蒸に関する手続

### 証明書・許可証発行等手続き

等

# 港湾行政手続の電子化の方向性(機能の場合分け)

- 港湾行政手続の電子化にあたり、対象港湾管理者数や年間件数などの条件により、システム上の機能の場合分けを行う。
- 一例として、港湾行政手続の体系整理の結果をもとに、法規定の手続や一定以上の対象港湾管理者数・年間件数を有する手続を個別業務として、それ以外を汎用業務として構築する場合について以下のとおり区分した。
- 今後、関係者へのヒアリングを行い、具体について精査する予定。

## 条件

### ■ 個別業務として構築

- ・港湾法で定められている全港湾管理者を対象とする手続
- ・10以上の港湾管理者が対象かつ100件/年以上の手続

### ■ 汎用業務として構築

- ・個別業務の対象手続以外の手続

## 個別業務として構築

### 港湾法で定められている手続

#### 【全港湾管理者対象】

- 港湾区域内の水域又は公共空地(港湾区域内水域等)の占用、港湾区域内水域等における土砂の採取等  
(港湾法37条関係の手続)
- 臨港地区内における行為に関する届出、臨港地区内における構築物建設に関する申請等  
(港湾法第38条の2関係の手続)

### 対象港湾管理者数の多い手続 (10港湾管理者以上)

- 港湾施設(共通)使用申請
- 港湾施設(目的外)使用申請
- 港湾施設占用許可申請
- 工作物設置許可申請
- 工事しゅん工、着手、完了届
- 港湾施設行為申請

### 件数の多い手続 (100件/年以上)

- 普通財産(借受・貸付・返還)申請
- 会議室等使用申請
- ・
- ・
- ・
- ・

## 汎用業務として構築

### 件数の少ない手続 対象港湾管理者数の少ない手続

- くん蒸施設使用申請
- 港湾施設(滅失・損傷)等届
- ・
- ・
- ・
- ・

# 港湾行政手続の電子化の方向性(手続様式の編集・設定)

- 港湾行政手続の様式については、原則、各港湾管理者が個別に条例等で定めており、同種の手続であっても、港湾管理者によって記載項目が異なる場合がある。
- 現状のNACCS対象外手続について、システム上で個別業務として電子化する場合、様式はある程度、各港湾の独自性に合わせて編集・設定可能とする予定。

## 項目の例①【港湾区域】 (水域・公共空地の占用に関する申請)

### 様式の記載項目

- 共通項目
  - ・場所
  - ・面積
  - ・目的
  - ・占用期間
  - ・工事期間
  - ・設置する工作物の概要
  - ・添付書類
- 任意項目
  - ・工作物の載荷重
  - ・占用料
  - ・工事の実施方法
  - など

## 項目の例②【港湾区域】 (土石・土砂採取に関する申請)

### 様式の記載項目

- 共通項目
  - ・採取場所
  - ・採取土砂の種別及び数量
  - ・採取の目的
  - ・採取区域の面積
  - ・採取方法
  - ・採取期間
- 任意項目
  - ・運搬方法
  - ・1日の採取予定量
  - ・採取料
  - など

## 項目の例③【港湾施設】 (港湾施設(共通)使用申請)

### 様式の記載項目

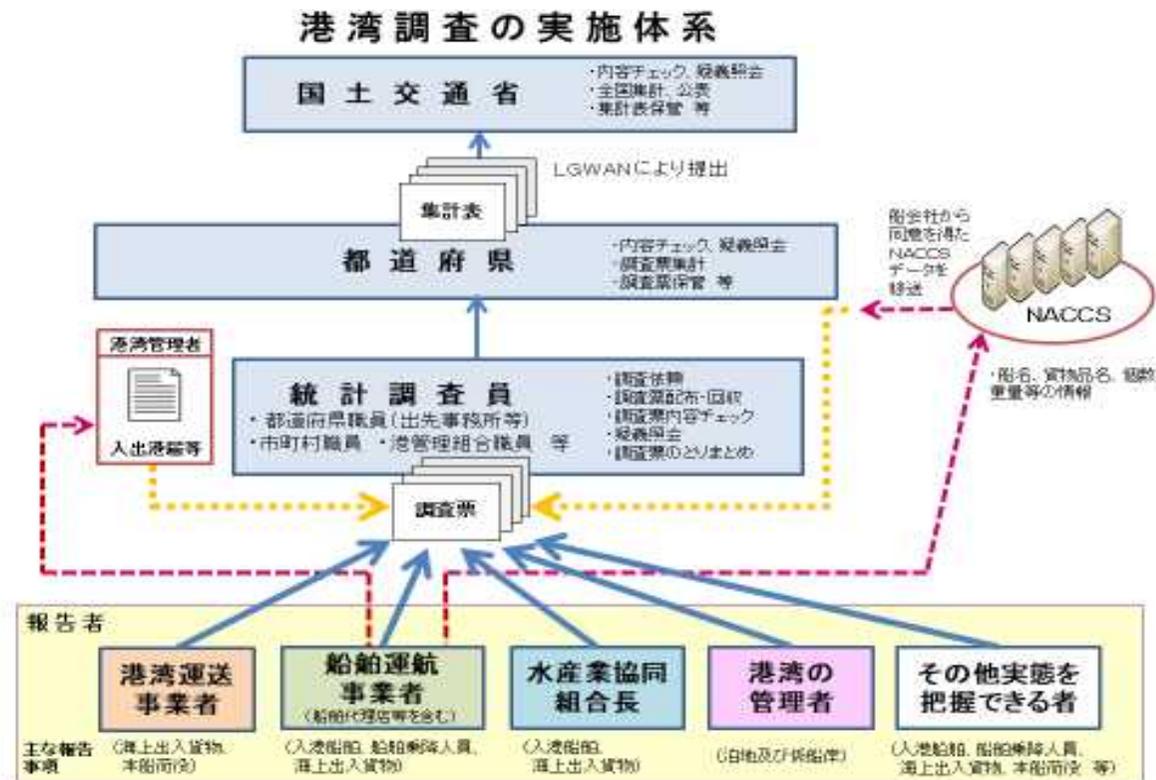
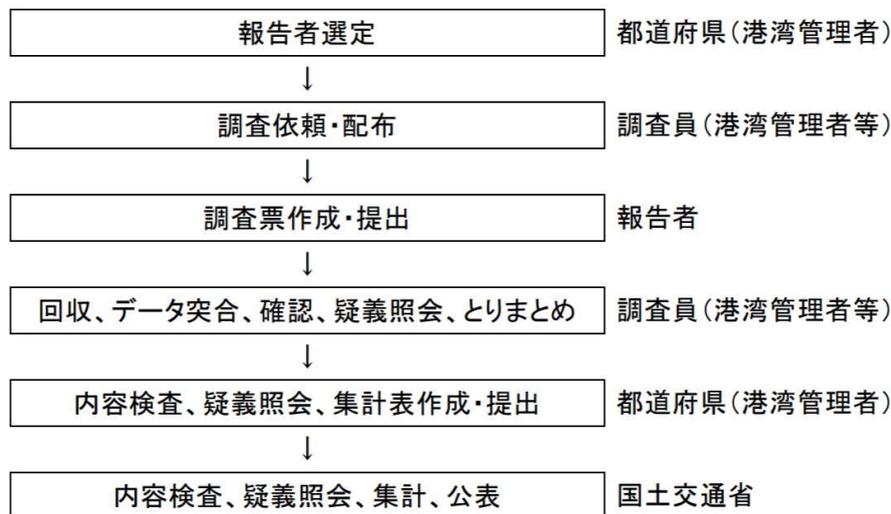
- 共通項目
  - ・使用施設名
  - ・使用目的
  - ・使用面積
  - ・使用期間
  - ・添付書類
- 任意項目
  - ・使用形態
  - ・使用料
  - など

# 調査・統計業務の効率化機能の検討について

- 調査・統計業務について、関係者の作業負担の軽減及び統計の早期公表を図るため、港湾関連データ連携基盤において、一連の作業の電子化など、業務の効率化に向けた機能を構築することを検討。
- 令和2年度に実施した全港湾管理者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、基幹統計である港湾統計に係る調査を主な対象として今後のシステム構築を図る。
- 現状、港湾調査については、船社・代理店や港運事業者等の報告者から提出された調査票について、都道府県・統計調査員（港湾管理者が担うことが多い）が精査・集計し、集計表としてとりまとめ国土交通省に提出し、国土交通省が精査のうえ、港湾統計（月報・年報）としてとりまとめ、公表している。

## ■ 現行の調査の流れ及び実施体系（港湾調査）

### 現行の調査の流れ及び分担



※出典：第89回サービス統計・企業統計部会（令和元年6月21日）資料1「国土交通省追加説明資料」

# 調査・統計業務の効率化機能の概要

○港湾関連データ連携基盤における調査・統計業務の効率化機能の概要について、これまでの港湾管理者へのアンケートの結果等をもとに以下のとおりとりまとめた。

## (1) 対象業務について

- 統計法に基づく港湾調査 等

## (2) 想定利用者

- 国土交通省
- 都道府県(市町村)
- 統計調査員
- 報告者

## (3) 機能の素案

(調査票の作成・提出の効率化)

- システム上の調査票の一部の項目について、港湾管理者等が個別に編集・設定可能とする。
- 報告者は、調査票の記入及び提出をオンラインで実施可能とする。
- NACCS及び港湾関連データ連携基盤が保有する手続データの活用・反映により、報告者による調査票の入力作業を軽減可能とする。

(集計表・港湾統計の作成の効率化等)

- 調査票の精査作業及び集計表の作成作業を効率化・自動化する。
- 集計表の精査作業及び港湾統計の作成作業を効率化・自動化する。
- 調査票及び集計表のデータを一定期間サーバ上に保管し、出力可能とする。
- 各港湾における独自の集計システムとの連携を図る。

## (4) 期待される効果

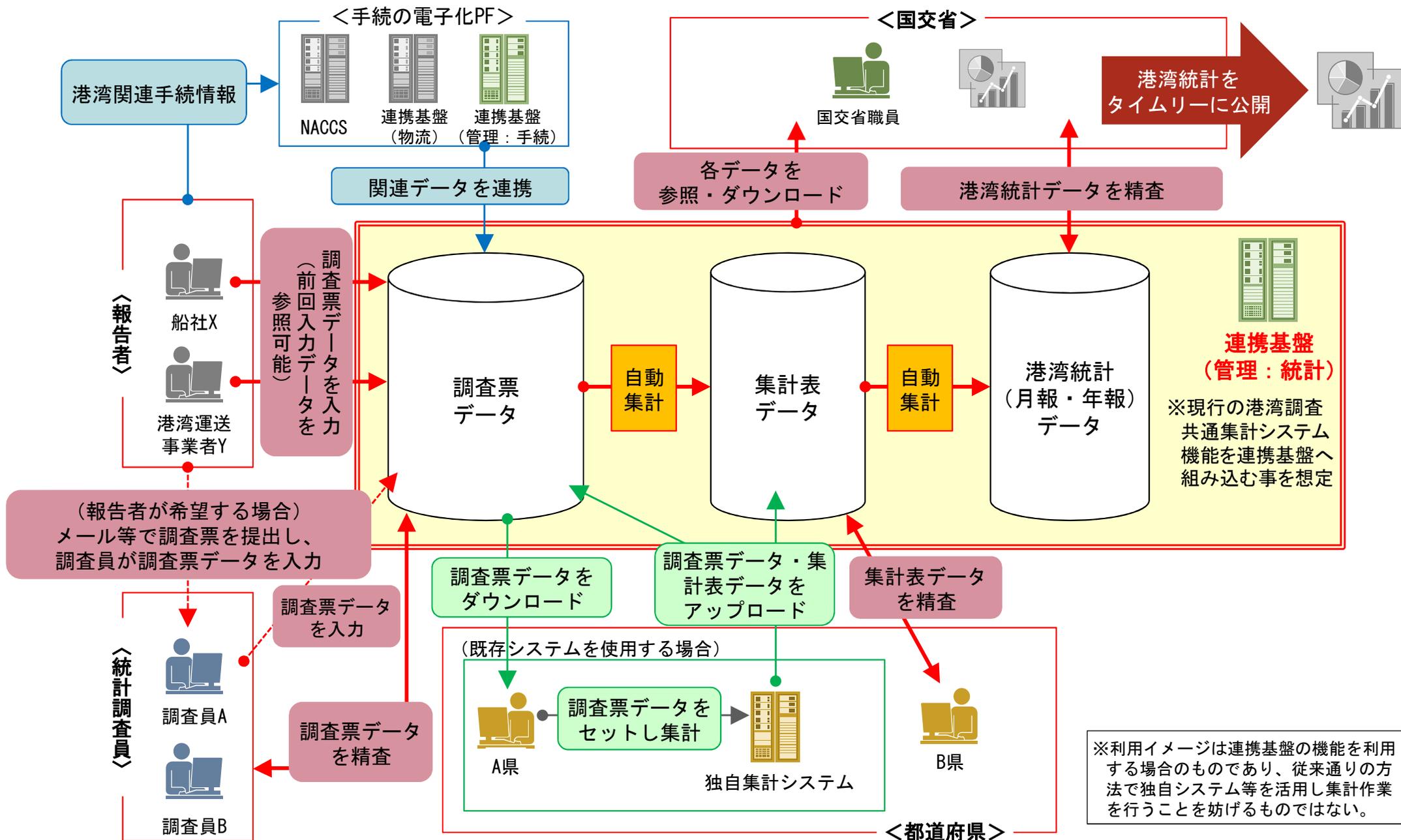
- 調査票、集計表及び港湾統計の作成に係る関係者の作業負担の軽減が図られる。
- 統計作成に係る進行管理の高度化、迅速化により、統計の早期公表が図られる。
- 柔軟なデータ出力を可能とすることで、国や港湾管理者における各種施策への一層の活用が図られる。

# 調査・統計業務の効率化機能の素案(詳細)

分類	機能	機能の内容	利用者
(1) 調査票の作成	1. 調査票様式の編集	報告者に配布する調査票(甲種、乙種)の様式を編集し、システム上にセットする。	都道府県
	2. 調査票データの登録	調査票(甲種、乙種)に必要な事項を入力し、システム上に登録する。 画面からの入力に加えて、外部のファイル(メールにて添付されたエクセル等を想定)の取り込みも可能とする。	報告者、統計調査員、都道府県
	3. 調査票データの反映	連携基盤(管理)に登録・保管されたデータ並びに連携基盤(物流)及びNACCSとの連携データを調査票(甲種、乙種)に反映する。	(報告者、)統計調査員、都道府県 ※機能の内容に応じて精査
	4. 調査票データの修正	必要に応じて、登録された調査票(甲種、乙種)データの修正を行う。	報告者、統計調査員、都道府県
	5. 調査票連携用データの入出力	登録された調査票(甲種、乙種)について、他の集計システム(各都道府県の独自システム)と連携するためのファイルを入力/出力する。	統計調査員、都道府県
	6. 調査票データの保管	登録された調査票(甲種、乙種)のデータについて、指定の様式で連携基盤(管理)上に一定期間保管し、EXCEL、PDF等の形式で出力する。	都道府県、国交省
(2) 集計表の作成	1. 集計表の作成	登録された調査票(甲種、乙種)を元に集計表を作成する。 集計表の作成にあたり、あらかじめ登録された確認項目に基づき調査票内容の精査を行う。 ・入出港届及び係留施設使用許可申請の情報の活用による回答漏れの確認 ・各港の事情に応じたエラーチェック、ワーニングの実施 ・過去の傾向との比較 等	統計調査員、都道府県
	2. 集計表データの保管	作成された集計表について、指定の様式で連携基盤(管理)上に一定期間保管し、EXCEL及びPDF等の形式で出力する。	都道府県、国交省
(3) 港湾統計の作成	1. 港湾統計の作成	登録された集計表を元に港湾統計(月報、年報)を作成する。 ※必要に応じて速報値と確報値を作成する。 加えて、港別の統計を作成可能とする。 港湾統計の作成にあたり、あらかじめ登録された確認項目に基づき内容の確認を行う。	国交省 ※港別の統計機能は都道府県による利用も想定
	2. 港湾統計データの保管	作成された港湾統計について、連携基盤(管理)上に一定期間保管し、EXCEL及びPDF等の形式で出力する。	国交省
(4) ワークフロー管理	1. 報告者リストの作成	入出港届及び係留施設使用許可申請の情報を参照し、対象港湾に係る報告者リストを作成し、利用者として登録する。	都道府県、国交省
	2. ワークフロー／通知	統計に係る情報登録の遷移(報告者→統計調査員→都道府県→国交省)を管理し、データ入力完了次第、その旨を次の処理者へメール等で通知する。	-
(5) その他	1. データ出力	管理するデータを任意の条件で検索・集計等を行い、CSV形式等で出力する。	国交省
	2. 利用者管理／アクセス制御	機能の利用者の情報を管理するとともに、各利用者の権限に応じてアクセス可能なデータの範囲を制限する。	-

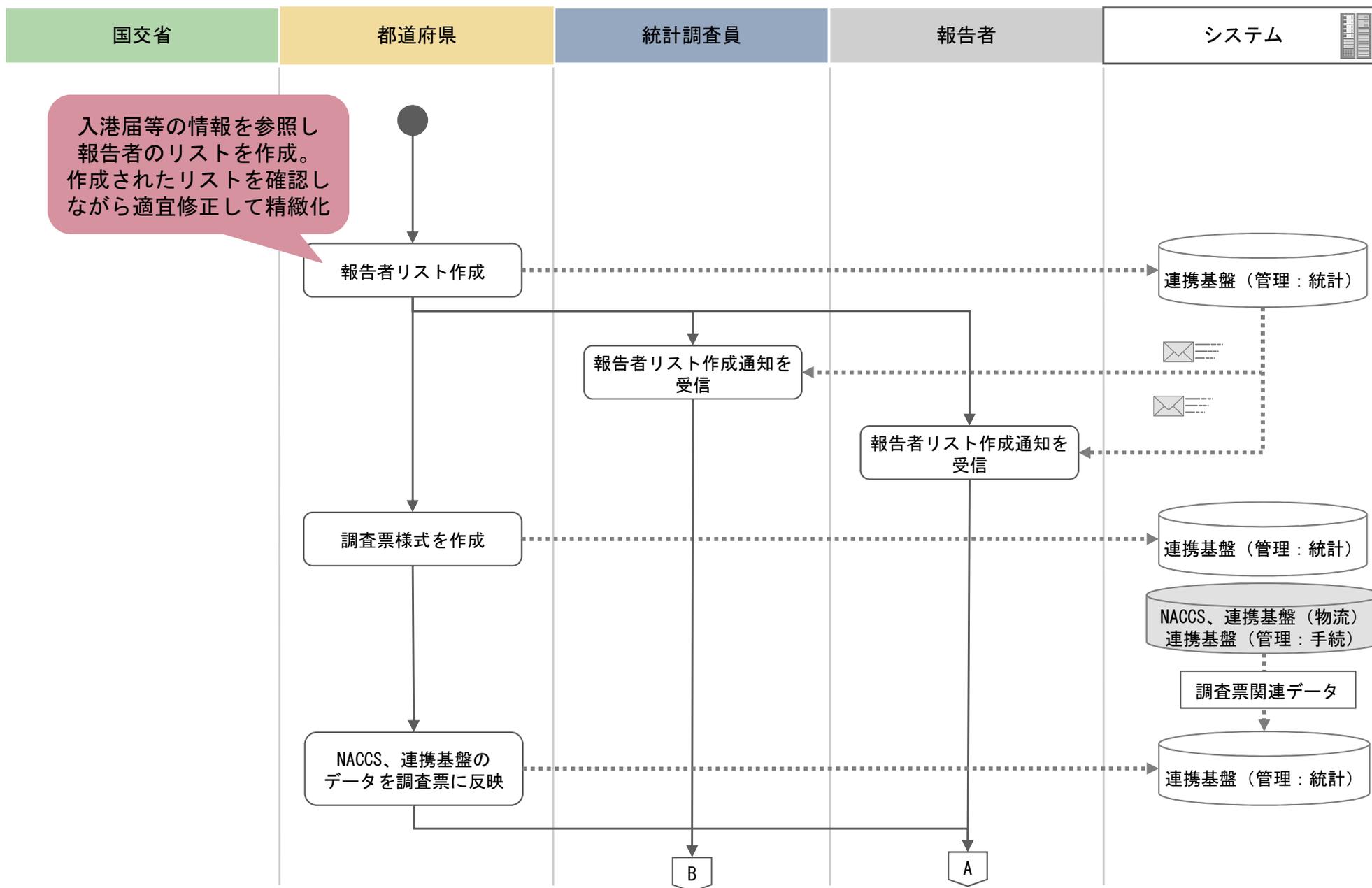
※令和2年度時点における機能の素案であり、今後、関係者へのヒアリング等をもとに精査・調整を行う。

# 調査・統計業務の効率化機能の素案(利用イメージ)



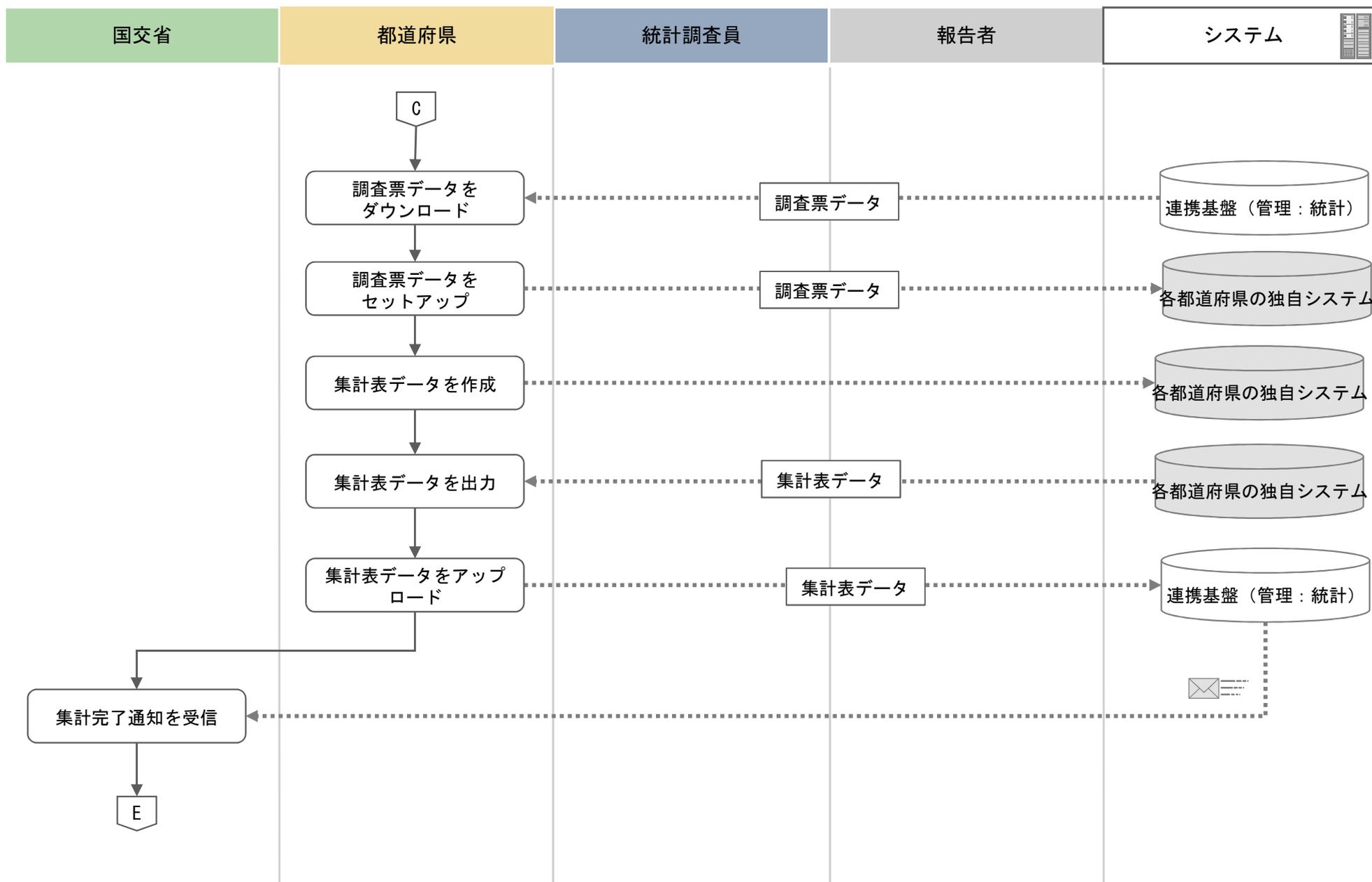
※令和2年度時点における機能の素案であり、今後、関係者へのヒアリング等をもとに精査・調整を行う。

# 調査・統計業務の効率化機能の素案(作業フロー)【1/4】

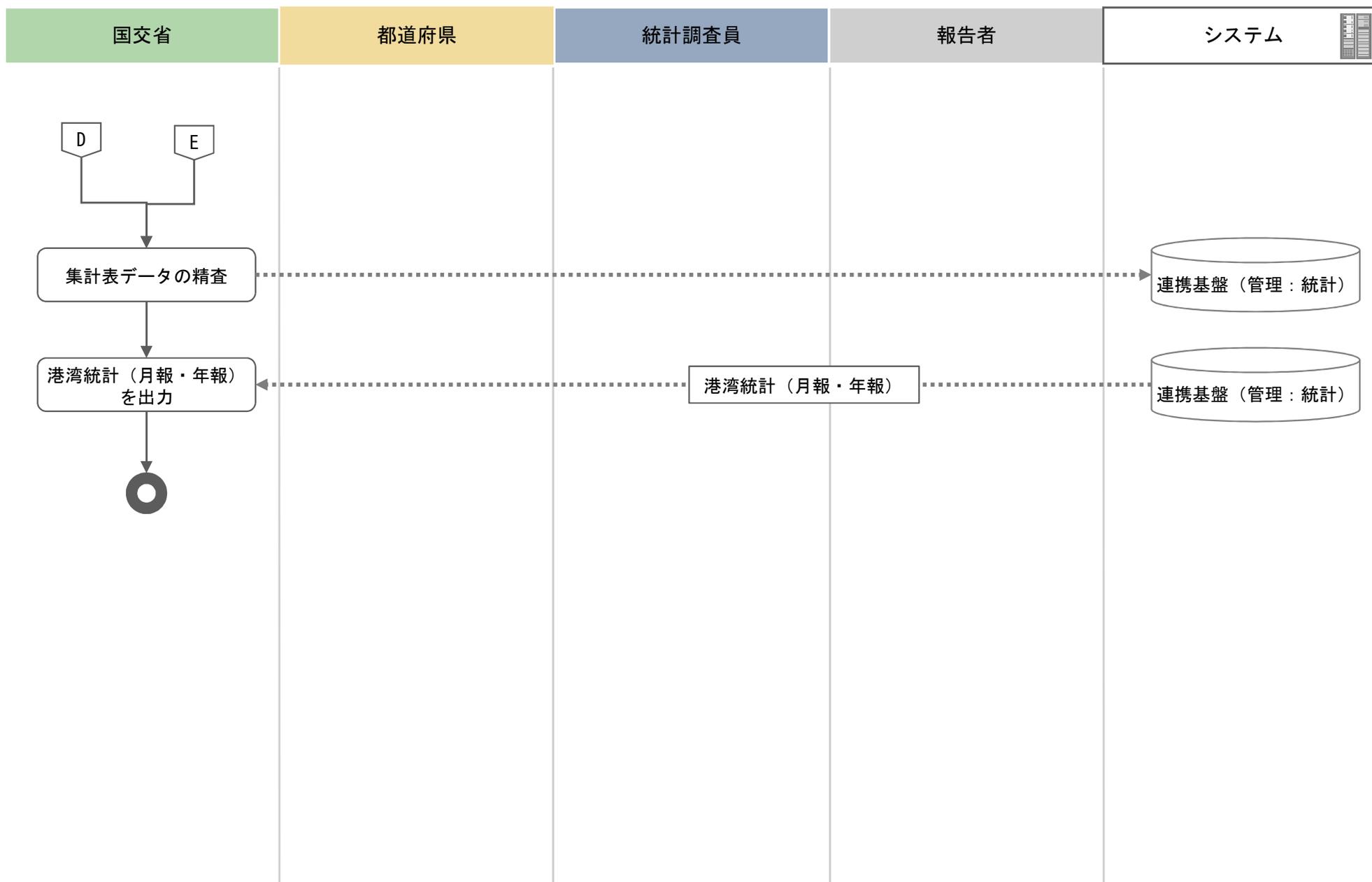




## 調査・統計業務の効率化機能の素案（作業フロー）【3/4】



# 調査・統計業務の効率化機能の素案（作業フロー）【4/4】



※令和2年度時点における機能の素案であり、今後、関係者へのヒアリング等をもとに精査・調整を行う。

# 今後の方針について(全体まとめ)

- 令和2年度において検討した機能の素案をもとに、今後、港湾管理者や関係民間事業者へのヒアリングを行い、港湾行政手続及び調査・統計業務の双方について、全体の業務フローや現場の作業内容・課題等を明らかにしたうえで、システムの業務範囲や機能の深堀を行う(要件の具体化)。
- 当該結果を元に、令和3年度の下半期以降にシステムの設計・構築等を行う予定。

## ◆要件の具体化に向けたヒアリング事項案(令和3年度上半期目途)

- 機能の素案に関する意見
- 全体の業務フロー及び具体の作業内容・課題
- その他港湾関連データ連携基盤に実装すべき機能
- 港湾独自システムの概要及び港湾関連データ連携基盤との関係性 等

## ◆令和3年度下半期以降の取組・検討事項

- システムの設計・構築・テスト
- デモンストレーションの実施・意見反映
- 利用料金の検討
- 利用規約及び登録方法の検討
- 港湾独自システム、社内システムとの連携に係る仕様の検討・公開 等

⇒要件の具体化やシステムの設計・構築の進捗状況を踏まえ、令和3年度において、計2回程度(秋頃及び年度末頃を想定)、WGを開催予定。